

海岸よろず相談所だより

平成28年12月21日
第64号
国土交通省
宮崎河川国道事務所
宮崎海岸出張所発行

★ 第20回石崎浜ビーチクリーンを開催しました★



お母さんと一緒に砂浜をお掃除

記事

- ◇ 第33回宮崎海岸市民談義所の結果報告
- ◇ 第34回宮崎海岸市民談義所のご案内
- ◇ 「第20回石崎浜ビーチクリーン」を開催しました
- ◇ 工事の進捗状況報告
- ◇ 宮崎海岸立入禁止区域のお知らせ

第33回宮崎海岸市民談義所の結果報告

国土交通省と宮崎県は、宮崎海岸の侵食対策について、宮崎海岸侵食対策検討委員会、同技術分科会、同効果検証分科会、宮崎市民談義所等における専門家、市民等の意見を踏まえ対策を進めています。

平成28年11月1日（火）に開催された「第33回宮崎海岸市民談義所」の結果については以下の通りです。

第33回宮崎海岸市民談義所

「第33回宮崎海岸市民談義所」では、まず、事務局より「宮崎海岸の侵食対策の概要」、「第32回宮崎海岸市民談義所の振り返り」、「宮崎海岸の現状」「工事の実施状況、予定他」について説明しました。

続いて、事務局より「第5回効果検証分科会」「第15回宮崎海岸侵食対策検討委員会」の結果報告を行い、これを踏まえて談義を行いました。

談義中、侵食対策検討委員会の委員である漁業者へのインタビューが行われ、漁業の方法や突堤が延長することで考えられる支障について質問することにより意見の共有が行われました。



市民談義所の様子

談義所の市民参加者は33名でした

参加者からは、「ドローンやGPSなどを使って調査をしたらどうか。」「委員会の結果報告があったが文章で説明されても納得できない。具体的に図で示して欲しい。」「砂の堆積に効果のある離岸堤に変えてはどうか。」等様々な意見・質問があり、「目標に対する成果について表現の工夫をするように委員会等でも指摘されている。今後検討する。」「調査・観測の結果によっては工法の変更も検討しなければならないが、今の段階では工法を変更するほどの悪い状況ではない。」などの説明がありました。

「第34回 宮崎海岸市民談義所」のご案内

今回の「第34回 宮崎海岸市民談義所」については、以下の日程で開催を予定しております。

- ・日時：平成29年1月31日（火）19:00～21:00
- ・場所：宮崎市佐土原総合支所2階研修室〔宮崎市佐土原町下田島20660番地〕

「第34回 宮崎海岸市民談義所」には、どなたでも参加できますので、参加を希望される方は、宮崎河川国道事務所ホームページをご覧ください。

注)開催日時・場所については予定であり、変更になる場合があります。

第20回石崎浜ビーチクリーンを開催しました

海岸利用者のマナー向上のため活動を行っている『宮崎の海岸をみんなで美しくする会』は、台風シーズンが終了したことに伴い海岸に流れ着いた流木やゴミを撤去することを目的として「第20回石崎浜ビーチクリーン」を平成28年11月26日（土）に開催しました。

当日は360名ほどの参加をいただき、清掃で回収したゴミは、何とトラック5台分にもなりました。参加していただいた皆様ありがとうございました。

次回はアカウミガメの産卵期を迎える平成29年5月頃の開催を予定していますので、引き続きご参加下さいますよう、よろしくお願いいたします。



清掃活動の様子

※各種会議の議事概要は、宮崎河川国道事務所ホームページに随時掲載しています。

当日の配付資料や「宮崎海岸の侵食対策」に関する資料についても、閲覧できます。

裏面へつづく



工事の進捗状況報告

国土交通省と宮崎県では、年々減少している砂浜を回復させ、浜幅50mを確保することを目的として「宮崎海岸の侵食対策」(養浜、突堤、埋設護岸)を行っています。現在動物園東地区にて平成27年7月に被災した埋設護岸(サンドパック)の復旧工事、住吉海岸において浜幅を早期回復させるための第2補助突堤工事を行っています。

動物園東埋設護岸災害復旧工事

平成28年度宮崎海岸動物園東埋設護岸災害復旧(3工区)工事

施工業者:大淀開発(株)

工期:平成28年7月15日～
平成29年2月10日

工事内容:平成27年度被災箇所(埋設護岸)の復旧及び養浜

平成28年度宮崎海岸動物園東埋設護岸災害復旧(4工区)工事

施工業者:(株)上村開発

工期:平成28年7月30日～
平成29年1月27日

宮崎海岸第2補助突堤工事

平成28年度 宮崎海岸第2補助突堤工事

施工業者:龍南建設(株)

工期:平成28年5月13日～

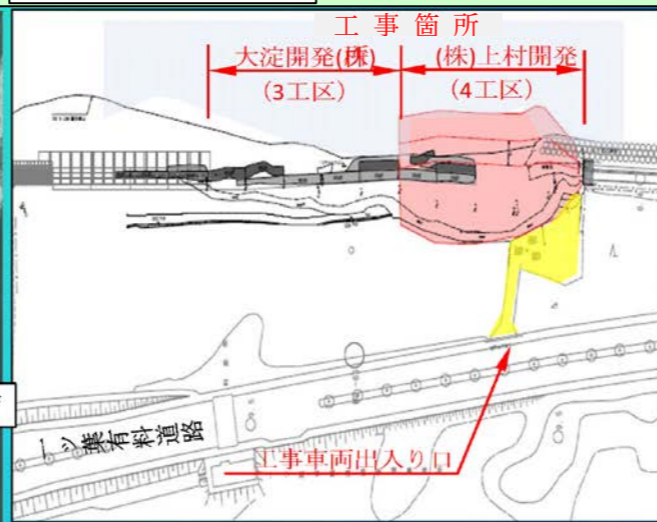
平成29年3月10日

工事内容:浜幅を早期回復させるための補助突堤工事。L=50m

現場位置図



施行箇所 詳細



工期は予定のため、変更することがあります。

宮崎海岸立入禁止区域のお知らせ

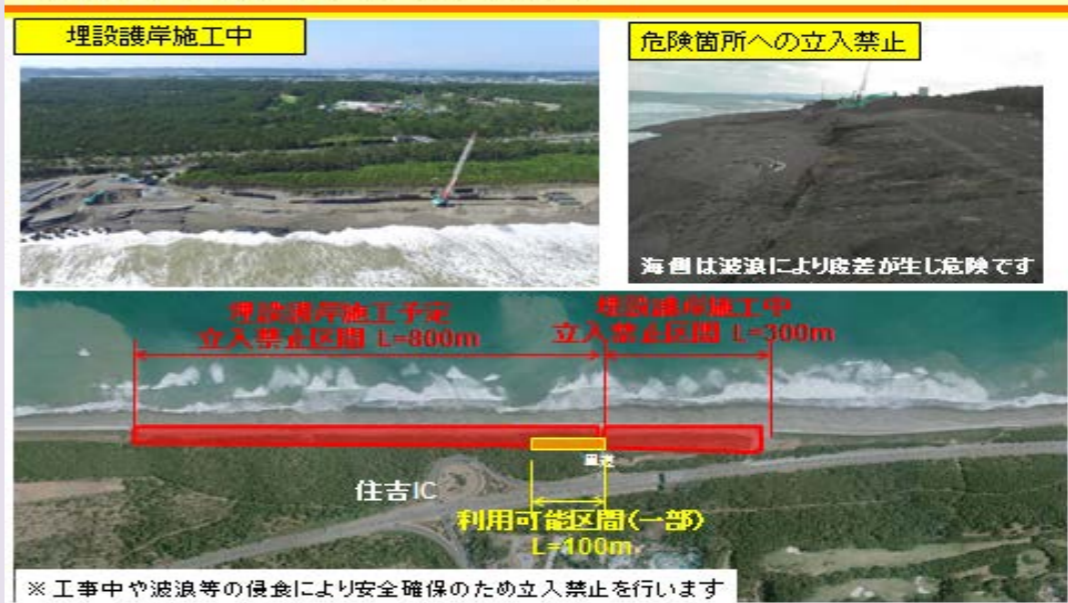
大炊田地区と動物園東地区において、埋設護岸復旧及び養浜工事を施工中のため海岸利用者の立入を禁止しています。下記の地図の赤の区域が立入禁止区間です。

利用者の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解と御協力をお願いします。

大炊田地区の立入禁止範囲について



動物園東地区の立入禁止範囲について



海岸に関するご相談やご意見・ご質問などありましたら

○海岸よろず相談所○

【国土交通省 宮崎河川国道事務所 宮崎海岸出張所】

にご連絡下さい。

TEL: 0985-62-7050 / FAX: 0985-62-7051

〒880-0211 宮崎県 宮崎市 佐土原町 下田島 9515-6

【旧 宮崎地方法務局 佐土原出張所】

※宮崎河川国道事務所ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/>

※海岸情報(宮崎海岸Publication)

<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/html/kasen/sskondan/index.html>

